[合築事業契約書の変更に伴う新旧対照表]

亦再力宓		(旧)		(新)
変更内容	条項番号	条 文	条項番号	条 文
内容変更	第8条 第3項	前項の本件建物の取り壊しあるいは 残骸の撤去等に要する費用は、本件 建物の滅失・毀損の原因に応じて次の 各号のとおり負担する。	第8条 第3項	前項の本件建物の取り壊しおよび残骸の撤去等に要する費用 <u>のうち、合築事業の対象施設等の取り壊しおよび残骸の撤去に要する費用については、本件建物の滅失・</u> 毀損の原因に応じて次の各号のとおり負担する。
内容変更	第8条 第3項 (4)	不可抗力事由に基づく場合には、第33条に規定する合築事業の対象施設の引渡し前は乙、引渡し後は甲が負担する。	第8条 第3項 (4)	不可抗力事由に基づく場合には、第33条に規定する合築事業の対象施設の引渡し前は乙、引渡し後は甲が負担する。ただし、乙の負担(取壊しおよび残骸の撤去等に要する費用のみならず、第37条により事業者が負担することになる一切の負担を含む。)は合築事業の対象施設等の対価の0.5%を限度とし、限度を超えた部分については甲が負担するものとする。
内容变更	第24条 第3項	不可抗力事由により工期が変更された場合で、かつ、本件建物の県、甲および大津商工会議所への引渡しが平成16年3月1日よりも遅れた場合に、当該遅延に伴い甲に生じた増加費用ないしは被った不利益に相当する金額については甲が負担し、乙に生じた増加費用ないしは被った不利益に相当する金額については乙が負担するものとする。	第24条 第3項	不可抗力事由により工期が変更された場合で、かつ、本件建物の県、甲および大津商工会議所への引渡しが平成16年3月1日よりも遅れた場合に、当該遅延に伴い甲に生じた増加費用ないしは被った不利益に相当する金額については甲が負担し、乙に生じた増加費用ないしは被った不利益に相当する金額については乙が負担するものとする。ただし、乙の負担は合築事業の対象施設の対価の0.5%を限度とし、限度を超えた部分については甲の負担とする。
内容変更	第37条 第1項	本件建物の完成後、第33条に規定する合築事業の対象施設等の引渡日までに、合築事業の対象施設等の全部または一部が不可抗力事由により、滅失または毀損したときは、その損失は乙の負担とし、合築事業契約の取扱いは、次の各号によるものとする。ただし、この場合、甲は乙に対し損害賠償の請求をしないものとする。	第37条 第1項	本件建物の完成後、第33条に規定する合築事業の対象施設等の引渡日までに、合築事業の対象施設等の全部または一部が不可抗力事由により、滅失または毀損したときは、合築事業 契約の取扱いは、次の各号によるものとする。ただし、その損失は合築事業 の対象施設等の対価の0.5%までは乙の負担とし、その余は甲の負担とし、甲は乙に対し損害賠償の請求をしないものとする。
内容変更	第37条 第1項 (1)	滅失の場合は、甲および乙は、合築事業 契約を終了させるものとする。 ただし、乙が甲の認める期間内に <u>乙</u> の費用をもって本件建物を再築し、甲に対し合築事業 の対象施設等を引渡すときはこの限りでない。	第37条 第1項 (1)	滅失の場合は、甲および乙は、合築事業 契約を終了させるものとする。 ただし、乙が甲の認める期間内に <u>甲の認める甲</u> の費用をもって本件建物を再築し、甲に対し合築事業 の対象施設等を引渡すときはこの限りでない。

変更内容	(旧)		(新)	
	条項番号	条 文	条項番号	条 文
内容変更	第37条 第1項 (2)	毀損の場合は、乙は <u>乙の負担において</u> 合築事業の対象施設等を当初の設計どおり修復して甲に引渡すものとし、修復に要する合理的期間を限度として引渡し期限が延期されることについて、甲は異議を申し出ず、また合築事業 契約の解除を請求しないものとする。	第37条 第1項 (2)	毀損の場合は、乙は合築事業 の 対象施設等の対価の0.5%までは乙の 負担、その余は甲の認める甲の費用 負担で合築事業 の対象施設等を当 初の設計どおり修復して甲に引渡すも のとし、修復に要する合理的期間を限 度として引渡し期限が延期されること について、甲は異議を申し出ず、また 合築事業 契約の解除を請求しない ものとする。
内容変更	第37条 第1項 (3)	前号の場合、毀損の程度が甚大で修復に多額の費用を要すると <u>乙</u> が認めたときは、 <u>乙</u> はこの契約を解除することができるものとする。	第37条 第1項 (3)	前号の場合、毀損の程度が甚大で修復に多額の費用を要すると <u>甲</u> が認めたときは、 <u>甲</u> はこの契約を解除することができるものとする。